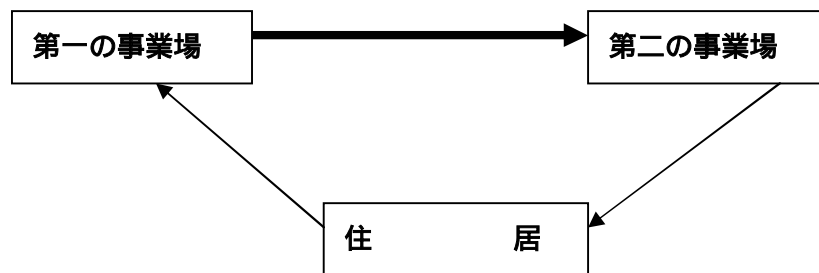


通勤災害の適用範囲の拡大

平成 18 年 4 月 1 日から労働者災害補償保険法が一部改正され、「複数就業者の事業場間の移動」と「単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動」が通勤災害としての保護の対象となります。

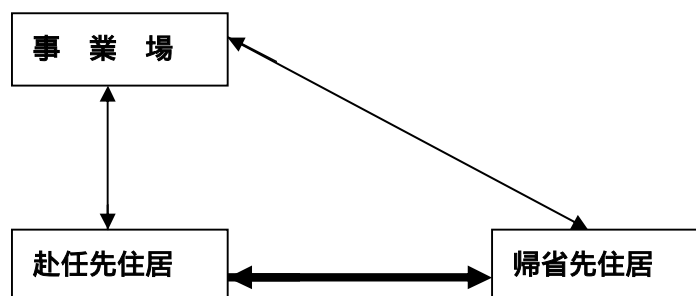
具体的には、下記のとおりです。

1 複数就業者の場合



保健関係の処理は、**を第二の事業場への出勤ととらえ、第二の事業場において行なうこととなる。**

2 単身赴任者の場合



単身赴任者とは、転勤により配偶者との別居を余儀なくされ、一人で職場の近くに住んでいる者などのこと。

今回の改正において保護の対象とする部分...・、

現行の通勤災害保護制度の対象...、

改正の背景

複数就労者数（本業・副業とも雇用者である者の数）

昭和 62 年 55 万人

平成 14 年 81 万 5 千人（+26 万 5 千人）

単身赴任者数（雇用者であって単身かつ有配偶である者の数 男性）

昭和 62 年 41 万 9 千人

平成 14 年 71 万 5 千人（+29 万 6 千人）